

東久留米市地域防災計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

募集期間：令和7年2月17日(月曜日)から3月10日(月曜日)まで

意見提出者数:2名、意見件数:3件

No.	ご意見の概要		市の考え方
1	備蓄数など、詳細な数値の記載	備蓄倉庫の所在地、施設名、面積は資料編にあります。これは中身が不明であり、またそれが管理をしているのかわかりません。	災害用物資・機材等については、災害対策基本法において市町村が備蓄するものとされています。備蓄品は、使用期限等の関係から、常に流動的に入れ替え作業(ローリングストック)を実施しており、中長期的な計画である、地域防災計画に詳細な数値を記載することは難しいものと考えております。
2	指定避難所の備蓄品について	指定避難所には備蓄用の非常食品や日用品はないのでしょうか。	指定避難所に配置できる倉庫の大きさ等の制限があることから、風水害時の避難所開設を想定した備品を配備しております。また指定避難所への、非常食の配備はおこなっておりませんが、有事の際には備蓄倉庫等から配布できるよう計画しております。
3	衛星電話について	導入済であれば良いのですが、衛星電話は必要ではないでしょうか。市長、副市長それに防災防犯課に2台は必要ではないかと思えます。	令和7年3月時点で、衛星電話の導入は行っておりません。ご提案については、今後の参考とさせていただきます。